

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
化製場等に関する法律（昭和23年法律第 140号）第 2 条第 2 項 ただし書	死亡獣畜処理の許可	生活衛生課

1 審査基準は、次のとおりとする。

盛岡市化製場等に関する法律施行細則第 2 条の規定に基づく死亡獣畜の解体（埋却・焼却）許可申請書によること。

2 標準処理期間は、10日とする（祝日休日等の閉庁日を除く。）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。